相隣関係　宅建 H16-07-2 ≪#548≫

【問】 正誤をつけよ。

土地の所有者は、隣地の所有者と共同の費用をもって、境界標を設置することができる。

【答え】 正しい

≪ポイント≫ 境界標の設置 【宅建 細かい知識問題】

土地の所有者は、隣地の所有者と**共同の費用**で、**境界標**を設けることができる。（民法223条）

≪補足≫ 境界標等の共有の推定

境界線上に設けた**境界標**、囲障、障壁、溝及び堀は、**相隣者の共有**に属するものと推定する。（民法229条）

⇒ **相隣関係**は、たまに訊かれる。30条あるがテキストにあるものくらいは眺めておきたい。当たり前の規定が置かれているので、**眺めておくだけで点数が取れることもある。**